

熊本県公報

第 1 1 6 7 4 号
平成 20 年 3 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 1
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 9
告 示	
○生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課) 9
○生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 9
○生活保護法の規定による医療機関の廃止	(") 10
○指定居宅サービス事業所の廃止	(高齢者支援総室介護サービス) 10
○水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の一部改正	(水環境課) 12
○市町の廃置分合に伴う熊本市の人口	(市町村総室) 13
○指定居宅介護支援事業所の廃止	(高齢者支援総室) 13
○指定介護予防サービス事業所の廃止	(") 14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 16
○熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する指定の一部改正	(森林整備課) 41
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 42
○ " " " " " "	(") 42
○ " " " " " "	(") 42
○熊本県総合財務会計システム用サーバ等調達物の落札者	(会計課) 42
○建設業法 28 条 3 項に基づく監督処分	(監理課) 43
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 43
○統計調査員証の無効	(統計調査課) 44
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合理約の一部を改正する規約	(有明海自動車航送船組合) 45

規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 16 号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県屋外広告物条例施行規則 (昭和 39 年熊本県規則第 56 号) の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 業務主任者が在籍していることを証する書面

第 20 条第 2 項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 登録申請者 (法人にあってはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあってはその者及びその法定代理人) の略歴を記載した書面 (別記第 17 号様式)

第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 登録申請者が個人である場合は、当該個人 (屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人を含む。) の住民票の写し又はこれに代わる書面

第 20 条に次の 1 項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者の住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

(1) 登録申請者が法人である場合は、その役員 (屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人を含む。)

(2) 業務主任者

第 22 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 条例第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに

- 役員を選任した場合にあっては、第 20 条第 1 項の誓約書及び当該役員の同条第 2 項第 3 号の書面
- (4) 条例第 21 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面並びに法定代理人でない者が法定代理人となった場合にあっては、第 20 条第 1 項の誓約書及び当該法定代理人の同条第 2 項第 3 号の書面
- 第 22 条第 5 号中「の書面及び住民票の写し又はこれに代わる」を「及び第 2 号の」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 第 20 条第 3 項の規定は、前項の変更の届出について準用する。
- 別表第 1 許可地域の部第二種許可地域の項中「から第 3 号まで」を削る。
- 別表第 6 第 1 項第 5 号中「調和したものであること」の次に「(前 2 号に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号の次に次の 2 号を加える。
- (5) 熊本県景観計画(熊本県景観条例(昭和 62 年熊本県条例第 7 号)第 6 条に規定する景観計画をいう。)の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項のうち屋外広告物に関する事項
- (6) 市町村が定める良好な景観の形成に関する計画の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち屋外広告物に関する事項であって、知事が特に必要と認めて別に定めるもの
- 別記第 1 号様式から第 3 号様式までの様式(裏)中「設置状況図」の次に「(色彩については、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入してください。)」を加える。
- 別記第 15 号様式から第 17 号様式までを次のように改める。

別記第15号様式（第19条関係）

（第1紙）

年 月 日

熊 本 県 知 事 様



申請者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	*登録番号	屋外広告業登録 第 号	
		*登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別	1 個人 2 法人			
フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、商号又は 名称及び代表者の氏名〕				
住 所	郵便番号（ - ）			
	電話番号（ - - ）			
1 管内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要
3 法人である場合の役員（業務を執行する役員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名	職	氏 名	職	氏 名
4 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

(第 2 紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名			
	住 所	郵便番号 (-)		
		電話番号 (-)		
6 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘 要
	営業所 3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘 要
	営業所 4	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘 要

- 1 初回登録の場合、*欄には記入しないでください。
- 2 「新規 更新」及び「1 個人 2 法人」については、該当する方を○で囲んでください。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入してください。
- 4 次の書面を添付してください。
 - (1) 申請者（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 法人にあつては、その役員が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (3) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (4) 業務主任者が在籍していることを証する書面（健康保険被保険者証の写し等）
 - (5) 登録申請者（法人にあつてはその役員。未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人）の略歴書
 - (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（いずれも3か月以内に発行されたもの）
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付してください。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙の提出を省略することができます。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
- 8 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 9 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

別記第16号様式（第20条関係）

熊 本 県 知 事 様

誓 約 書

登録申請者

{	本 人
	法人の役員
	法定代理人

 は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当

しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

- 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、九州各県の誓約書様式として利用できます。

別記第19号様式及び第20号様式を次のように改める。

別記第19号様式（第22条関係）

熊 本 県 知 事 様 年 月 日

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名			
2 住所			
3 営業所の名称又は所在地			
4 役員の氏名			
5 法定代理人の氏名又は住所			
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 1 変更に係る事項については、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付してください。
 - (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の写し
 - (6) 業務主任者の変更 資格に適合することを証する書面、在籍していることを証する書面
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

別記第 2 0 号様式 (第 2 3 条関係)

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	屋 外 广 告 業 登 録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の住所 及び氏名 〔 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 〕	住 所 氏 名
届 出 理 由	1 死 亡 2 消 滅 3 破 産 4 解 散 6 廃 止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届 出人との関係	1 相 続 人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清 算 人 5 本 人

- 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

附 則

この規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 17 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

「出納長」を「会計管理者」に改める。

第 4 条第 2 号に次のように加える。

ウ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の規定により任用された非常勤職員（以下単に「非常勤職員」という。）の報酬及び同法第 22 条第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により任用された臨時職員（以下単に「臨時職員」という。）の賃金に係る支出負担行為

エ 非常勤職員及び臨時職員の社会保険料に係る支出負担行為

オ 非常勤職員、臨時職員及び地方公務員法第 28 条の 4 の規定により任用された再任用職員の労働保険料に係る支出負担行為

第 4 条第 3 号中「ア及びイ」を「アからオまで」に改める。

第 21 条、第 106 条及び第 107 条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「消費生活センター」を削り、同表 2 の項中「産業開発青年隊訓練所」を削る。

別表第 4 知事部局の項課の欄中「総務事務センター及び」及び「、国際課、統計調査課」を削り、「水俣病審査課」の次に「、食の安全・消費生活課」を、「商工観光労働部の各課」の次に「（経営金融課及び企業立地課を除く。）」を加える。

別表第 5 中

消費生活センター	次長
----------	----

を削る。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号及び第 3 号の改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 240 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
溝部病院	葦北郡芦北町湯浦 403-1	平成 20 年 2 月 15 日
よねむら眼科クリニック	鹿本郡植木町広住 397-1	平成 20 年 2 月 1 日
くどう日日医院	宇城市松橋町松橋 936	平成 20 年 1 月 1 日
河野医院	玉名市高瀬 349	平成 14 年 1 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
宇治歯科医院	阿蘇市一の宮町宮地 2405-4	平成 20 年 1 月 8 日

〔薬局〕

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
きさらぎ薬局	鹿本郡植木町広住 419-109	平成 20 年 2 月 1 日
ウイング薬局	宇城市松橋町きらら 1-6-5	平成 20 年 1 月 1 日

熊本県告示第 241 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療

機関から変更の届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
天草ふれあいクリニック	住 所		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 2984	天草市丸尾町 16-34	
たなか眼科医院	住 所		平成 20 年 1 月 1 日
	山鹿市山鹿 1 番地 プラ ザ 5 内	山鹿市山鹿 992-8	

〔薬局〕

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
南阿蘇調剤薬局	住 所		平成 19 年 11 月 1 日
	阿蘇郡高森町大字高森 1609	阿蘇郡高森町高森 1612-1	

熊本県告示第 242 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
日日医院	宇城市松橋町松橋 936	平成 20 年 1 月 1 日
佐々木医院	八代市鏡町貝洲 274	平成 19 年 12 月 31 日
河野医院	玉名市高瀬 349	平成 13 年 12 月 31 日

〔歯科〕

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
宇治歯科医院	阿蘇市一の宮町宮地 2405-4	平成 20 年 1 月 1 日

〔薬局〕

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
きらら薬局	宇城市松橋町きらら 1 丁目 6 番 5 号	平成 19 年 12 月 31 日

熊本県告示第 243 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
ヘルパーステーション自立応援団 熊本市貢町 780 番地 8	株式会社ディーマップ	平成 19 年 9 月 30 日
陽ノ丘荘ホームヘルパーステーション 阿蘇郡南阿蘇村河陽 4463 番地	社会福祉法人順和会	平成 19 年 9 月 30 日
リハビリケアセンター春日 熊本市春日三丁目 9 番 2 号	有限会社リハビリケアセンター	平成 19 年 9 月 30 日

(株)クリスタル介護センター熊本サービスセンター 熊本市京町二丁目2番37号	株式会社クリスタル介護センター	平成19年10月31日
ケアセンターファミリー 熊本市九品寺三丁目16番18号	特定非営利活動法人重度障害者介護保障協会	平成19年10月31日
株式会社コムスン熊本ケアセンター 熊本市長嶺南四丁目11番126号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン健軍ケアセンター 熊本市東野四丁目6番26号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン熊本駅前ケアセンター 熊本市二本木三丁目7番35号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市鏡町内田432番地1	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン天草ケアセンター 天草市小松原町12番19号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン合志ケアセンター 合志市幾久富1758番地17	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン山鹿ケアセンター 鹿本郡植木町豊田481番地1	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン御船ケアセンター 上益城郡御船町御船912番地1	株式会社コムスン	平成19年11月30日
田の浦荘 葦北郡芦北町田浦町870番地1	社会福祉法人栄和福祉会	平成20年1月31日
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町高森2151番地1	株式会社パスファインダー	平成20年2月24日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有明ホーム訪問入浴サービスセンター 玉名市天水町部田見440番地	社会福祉法人天恵会	平成19年9月30日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市鏡町内田432番地1	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン熊本訪問入浴センター 熊本市出水四丁目25番32号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問看護ステーションZ 熊本市楠野町1067番地1	医療法人社団郁栄会	平成19年7月16日
訪問看護ステーションリハビリケアセンター 熊本市春日三丁目9番2号	有限会社リハビリケアセンター	平成19年9月3日
株式会社コムスン訪問看護ステーション熊本帯山 熊本市長嶺南四丁目11番126号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンターしゃらの樹 上益城郡甲佐町岩下157番地	有限会社緑川ライフサポート	平成19年8月31日
指定通所介護事業所らいぶ 熊本市水前寺二丁目18番16号	株式会社保健支援センター	平成19年9月30日

いつでもどこでんディサービスセンター 山鹿市古閑 1312 番地 3	特定非営利活動法人コレク ティブ	平成 19 年 9 月 30 日
三和デイサービスセンター 熊本市城山下代三丁目 6 番 5 号	医療法人三和会	平成 19 年 9 月 30 日
デイサービス・コムスン八代 八代市萩原町一丁目 9 番 50 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
原田医院みどり指定通所リハビリテーション事業所 上天草市松島町合津 4276 番地 610	医療法人原田会	平成 19 年 8 月 23 日
平瀬内科通所リハビリテーション 合志市幾久富 1909 番地 227	医療法人平瀬会	平成 19 年 9 月 30 日
メディカルケアセンターファイン通所リハビリ テーション 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号	医療法人社団大浦会	平成 19 年 10 月 31 日

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
長井商事株式会社本渡営業所ケア・サポート事業部 天草市亀場町亀川 747 番地	長井商事株式会社	平成 19 年 10 月 9 日
株式会社ホワシ 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ホワシ	平成 19 年 10 月 31 日
株式会社コムスン熊本福祉用具センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
三菱電機ライフサービス株式会社熊本支店 合志市御代志 997 番地	三菱電機ライフサービス株式 会社	平成 19 年 11 月 30 日
合資会社北里電器 阿蘇郡小国町宮原 143 番地	合資会社北里電器	平成 20 年 1 月 31 日
ツツミ薬局福祉用具貸与事業所 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成 20 年 2 月 24 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社ホワシ 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ホワシ	平成 19 年 10 月 31 日
株式会社コムスン熊本福祉用具センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
三菱電機ライフサービス株式会社熊本支店 合志市御代志 997 番地	三菱電機ライフサービス株式 会社	平成 19 年 11 月 30 日
合資会社北里電器 阿蘇郡小国町宮原 143 番地	合資会社北里電器	平成 20 年 1 月 31 日
ツツミ薬局福祉用具販売事業所 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成 20 年 2 月 24 日

熊本県告示第 244 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表中 「 球磨川下流（坂本橋より下流） B □ を
 「 球磨川下流（南川を含む。）（坂本橋より下流及び南川全域） A イ に改め、
 「 前川（全域） B □ を
 「 前川（全域） A イ に改め、
 「 南川（全域） B イ を削る。」

熊本県告示第245号

平成20年10月6日から下益城郡富合町を廃し、その区域を編入することとした熊本市の人口を次のとおり告示する。

平成20年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本市 677,565 人

熊本県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成20年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社クリスタル介護センター神水ケアプランセンター 熊本市神水一丁目3番13号	株式会社クリスタル介護センター	平成19年3月31日
NPOサンアンドムーン 熊本市西阿弥陀寺町1番1号	特定非営利法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン	平成19年6月30日
NPOサンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町津久礼3600番地19	特定非営利活動法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン	平成19年7月14日
原田医院指定居宅介護支援事業所 上天草市松島町合津4276番地610	医療法人原田会	平成19年8月23日
医療法人社団恕心会居宅介護支援事業所 山鹿市山鹿1072番地1	医療法人社団恕心会	平成19年8月31日
居宅介護支援事業所しゃらの樹 上益城郡甲佐町岩下157番地	有限会社緑川ライフサポート	平成19年8月31日
きなっせ居宅介護支援事業所 熊本市小糸山町771番地5	特定非営利活動法人コレクティブ	平成19年9月30日
居宅介護支援センターいつものところ 下益城郡城南町隈庄648番地	社会福祉法人福寿会	平成19年9月30日
楽しい家千町 下益城郡城南町千町2528番地	社会福祉法人上ノ郷福祉会	平成19年10月31日
特定非営利活動法人ぶどうの木の家 菊池郡菊陽町津久礼2268番地103	特定非営利活動法人ぶどうの木	平成19年10月31日
ケアプラン事業所・ひがし 熊本市小糸山町18番地3	有限会社地域ケアプラン研究所・海	平成19年10月31日
株式会社コムスン熊本ケアセンター 熊本市長嶺南四丁目11番126号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン出水ケアセンター 熊本市出水四丁目25番32号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

株式会社コムスン熊本駅前ケアセンター 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン天草ケアセンター 天草市小松原町 12 番 19 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン合志ケアセンター 合志市幾久富 1758 番地 17	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社ゼンシン熊本北部ケアセンター 鹿本郡植木町岩野 1585 番地	株式会社ゼンシン	平成 19 年 12 月 27 日
居宅介護支援事業所大空 上益城郡益城町惣領 1585 番地 1	有限会社介護支援事業所大空	平成 20 年 1 月 31 日
コスモス居宅介護支援事業所 菊池市野間口 629 番地 2	有限会社コスモス	平成 20 年 2 月 6 日
ツツミ薬局指定居宅介護支援事業所 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成 20 年 2 月 24 日

熊本県告示第 247 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により指定介護予防サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮谷義子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
ヘルパーステーション自立応援団 熊本市貢町 780 番地 8	株式会社ディーマップ	平成 19 年 9 月 30 日
陽ノ丘荘ホームヘルパーステーション 阿蘇郡南阿蘇村河陽 4463 番地	社会福祉法人順和会	平成 19 年 9 月 30 日
リハビリケアセンター春日 熊本市春日三丁目 9 番 2 号	有限会社リハビリケアセンター	平成 19 年 9 月 30 日
(株)クリスタル介護センター熊本サービスセンター 熊本市京町二丁目 2 番 37 号	株式会社クリスタル介護センター	平成 19 年 10 月 31 日
ケアセンターファミリー 熊本市九品寺三丁目 16 番 18 号	特定非営利活動法人重度障害者介護保障協会	平成 19 年 10 月 31 日
株式会社コムスン熊本ケアセンター 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン健軍ケアセンター 熊本市東野四丁目 6 番 26 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン熊本駅前ケアセンター 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン天草ケアセンター 天草市小松原町 12 番 19 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン合志ケアセンター 合志市幾久富 1758 番地 17	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン山鹿ケアセンター 鹿本郡植木町豊田 481 番地 1	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
株式会社コムスン御船ケアセンター 上益城郡御船町御船 912 番地 1	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日

田の浦荘 葦北郡芦北町田浦町 870 番地 1	社会福祉法人栄和福祉会	平成20年1月31日
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成20年2月24日

【介護予防訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン	平成19年11月30日
株式会社コムスン熊本訪問入浴センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問看護ステーションZ 熊本市楠野町 1067 番地 1	医療法人社団郁栄会	平成19年7月16日
訪問看護ステーションリハビリケアセンター 熊本市春日三丁目 9 番 2 号	有限会社リハビリケアセンター	平成19年9月3日
株式会社コムスン訪問看護ステーション熊本帯山 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンターしゃらの樹 上益城郡甲佐町岩下 157 番地	有限会社緑川ライフサポート	平成19年8月31日
指定通所介護事業所らいぶ 熊本市水前寺二丁目 18 番 16 号	株式会社保健支援センター	平成19年9月30日
三和デイサービスセンター 熊本市城山下代三丁目 6 番 5 号	医療法人三和会	平成19年9月30日
デイサービス・コムスン八代 八代市萩原町一丁目 9 番 50 号	株式会社コムスン	平成19年11月30日

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
原田医院みどり指定通所リハビリテーション事業所 上天草市松島町合津 4276 番地 610	医療法人原田会	平成19年8月23日
メディカルケアセンターファイン通所リハビリ テーション 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号	医療法人社団大浦会	平成19年10月31日

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社ホワシ 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ホワシ	平成19年10月31日
株式会社コムスン熊本福祉用具センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	株式会社コムスン	平成19年11月30日
三菱電機ライフサービス株式会社熊本支店 合志市御代志 997 番地	三菱電機ライフサービス株式 会社	平成19年11月30日
合資会社北里電器 阿蘇郡小国町宮原 143 番地	合資会社北里電器	平成20年1月31日

ツツミ薬局福祉用具貸与事業所 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成 20 年 2 月 24 日
--------------------------------------	--------------	------------------

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社ホワシ 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ホワシ	平成 19 年 10 月 31 日
株式会社コムスン熊本福祉用具センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	株式会社コムスン	平成 19 年 11 月 30 日
三菱電機ライフサービス株式会社熊本支店 合志市御代志 997 番地	三菱電機ライフサービス株式 会社	平成 19 年 11 月 30 日
合資会社北里電器 阿蘇郡小国町宮原 143 番地	合資会社北里電器	平成 20 年 1 月 31 日
ツツミ薬局福祉用具販売事業所 阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー	平成 20 年 2 月 24 日

熊本県告示第 248 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 玉名市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

島小森 2（206-1-002）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

栗山川（206-1-003）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

馬場（206-1-004）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)

清水川-1 (206-1-005-1)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地

玉名市石貫

- ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

清水川-2 (206-1-005-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

清水川-3 (206-1-005-3)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

馬場川 (206-1-006)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市石貫

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

島小森 3 (206-2-002)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市富尾

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
島小森 1 (206-2-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市石貫
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
栗山川 2-1 (206-2-004-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市石貫
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栗山川 2-2 (206-2-004-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市石貫
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栗山川 2-3 (206-2-004-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市石貫
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
小屋敷-1 (206-2-005-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市石貫
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小屋敷-2 (206-2-005-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市石貫

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小屋敷-3（206-2-005-3）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市石貫
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小屋敷-4（206-2-005-4）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市石貫
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬場2（206-2-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市石貫
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小畑（206-2-010）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市石貫
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
石橋（363-1-011）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村中（363-1-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
穴の口（363-1-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村下（363-1-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
湯の浦（363-1-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上有所（363-1-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
石橋(363-2-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
立石(363-2-004)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町小天
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 和水町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
十町川3(366-1-014)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
十町川4(366-1-016)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
坂本2(366-1-019)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本 3（366-1-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本 4（366-1-021）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下平 2（366-2-025）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本川（366-2-026）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本 5（366-2-027）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
和水町山十町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 高森町

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

洗川1（428-1-001）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

高森町上色見

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

洗川2（428-1-002）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

高森町上色見

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

洗川3（428-1-003）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

高森町上色見

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

洗川4（428-1-004）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

高森町上色見

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

大村川1（428-1-005）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

高森町上色見

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高森川 1（境ノ谷川 1）（428-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高森川 2（境ノ谷川 2）（428-1-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
村山川 1（428-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
村山川 2（428-1-009）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
南根切川（高根切川）（428-1-010）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
久宗川（久原川）（428-1-011）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
内山川（428-1-012）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
内山川 2（428-1-013）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中山川（428-1-014）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
冬野川（428-1-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
芝原川（428-1-016）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中山川 2（428-1-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中原川（中野川）（428-1-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町高森
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前原谷川（428-1-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町上色見
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小七河原川 (428-1-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
高森町上色見
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 水俣市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桜ヶ丘-1 (205-1-011-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
桜ヶ丘-2 (205-1-011-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桜ヶ丘-3 (205-1-011-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桜ヶ丘-4 (205-1-011-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
桜ヶ丘-5(205-1-011-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
桜ヶ丘-6(205-1-011-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
牧ノ内(205-1-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧ノ内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
村西-1(205-1-117-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
村西-2(205-1-117-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 招川内 A (205-1-118)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村東-1 (205-1-119-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村東-2 (205-1-119-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村東-3 (205-1-119-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 大丸-1 (205-1-121-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大丸-2（205-1-121-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大丸-3（205-1-121-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中田-1（205-1-122-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中田-2（205-1-122-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中田-3（205-1-122-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中田-4（205-1-122-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
招川内 D（205-2-115）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
招川内 E-1（205-2-116-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
招川内 E-2（205-2-116-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
招川内 C（205-2-117）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 招川内 B（205-2-118）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 湯出 A-1（205-2-119-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 湯出 A-2（205-2-119-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 招川内 G（205-2-120）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 頭石（205-2-124）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
頭石 A（205-2-125）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
頭石 B（205-2-126）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴平-1（205-1-081-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴平-2（205-1-081-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 鶴平-3 (205-1-081-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴平-4 (205-1-081-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下-1 (205-1-082-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下-2 (205-1-082-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下-3 (205-1-082-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山下-4 (205-1-082-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山下-5 (205-1-082-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山下-6 (205-1-082-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寒川-1 (205-1-084-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寒川-2 (205-1-084-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寒川-3 (205-1-084-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市久木野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 久木野 B (205-2-068)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市久木野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 前坂-1 (205-2-069-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市久木野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 前坂-2 (205-2-069-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市久木野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 地獄谷 A (205-2-065)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
地獄谷 B（205-2-066）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長田-1（205-1-106-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長田-2（205-1-106-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桜野 A（205-1-107）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原前田-1（205-1-108-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原前田-2（205-1-108-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原前田-3（205-1-108-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原前田-4（205-1-108-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原前田-5（205-1-108-5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
薄原 A（205-2-093）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 薄原 B（205-2-099）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市薄原

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 薄原 C（205-2-100）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市薄原

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 前田-1（205-1-110-1）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市葛渡

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 前田-2（205-1-110-2）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市葛渡

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 5 山都町
 (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 金内川 1（445-1-002）

- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山都町金内
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。〕
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
瀬峯川 (445-1-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町猿渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。〕
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
瀬峯支川 (445-1-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町猿渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。〕
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下丸田川 (445-1-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町黒木尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。〕
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大星沢 (445-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町大星
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。〕
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
金内沢 (445-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町金内

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
井芹川（445-2-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町金内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
石堂川 2（445-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町猿渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
吉の谷川（445-2-029）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山都町猿渡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 249 号

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程の一部を改正する規程

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程（昭和 32 年熊本県告示第 671 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

公 告

熊本県公告第 218 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営中島地区（金内工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中島地区（金内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 31 日から平成 20 年 4 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 219 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営中島地区（萱野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中島地区（萱野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 31 日から平成 20 年 4 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 220 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営中島地区（田小野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中島地区（田小野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 31 日から平成 20 年 4 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 221 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県総合財務会計システム用サーバ等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 2 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 熊本支店 支店長 和田範光
熊本市水前寺一丁目 20 番 22 号

- 5 落札金額
月額 3,297,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 157,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 20 年 1 月 11 日

熊本県公告第 222 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 20 年 3 月 21 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
晃陽建設株式会社
熊本市尾ノ上 1-13-7 第 2 上田ビル 102
代表取締役 木村 良太
熊本県知事許可（特-17）第 13252 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建築工事業に関する営業のうち、民間工事（補助金等の交付を受けているものを除く。）に係る営業
(注 1) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
(注 2) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。
(2) 期間
平成 20 年 4 月 4 日から平成 20 年 4 月 18 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
晃陽建設株式会社は、民間発注工事 2 件に関し、発注者から直接請け負ったが、下請契約の合計金額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上になったにもかかわらず、同法第 7 条第 2 号口該当の資格しか有しない技術者を配置し、監理技術者を配置しなかった。
このことが、建設業法第 26 条第 2 項に違反し、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

熊本県公告第 223 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス御船店
上益城郡御船町大字辺田見字中道 148 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
(2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 11 月 19 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,457 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数
59 台
(2) 駐輪場の収容台数

- 34 台
 (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
 5 台
 (4) 荷さばき施設の面積
 50 平方メートル
 (5) 廃棄物等の保管施設の容量
 11 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 2 か所
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
 平成 20 年 3 月 18 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
 平成 20 年 3 月 28 日から平成 20 年 7 月 28 日まで

熊本県公告第 224 号

次の熊本県統計調査員証は、紛失の日以降無効とする。

平成 20 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査員証の区分	発給番号	紛失年月日
労働力調査調査員証	第 64 号	平成 20 年 3 月 16 日
家計調査調査員証	第 13 号	平成 20 年 3 月 14 日

陸豊袋鑑

有明海自動車航送船組合告示第二号

有明海自動車航送船組合規約の一部を改正する規約は、平成二十年二月五日総行市第二十三号をもって総務大臣の許可があり同日から施行し、平成二十年四月一日から適用することとなった。

平成二十年三月二十八日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合規約の一部を改正する規約
有明海自動車航送船組合規約（昭和三十一年自許第四九四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（組合事務所の位置）

第五条 組合の事務所は、長崎県雲仙市国見町に置く。

第六条第一項中「十二」を「十一」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 両県の副知事各一人

第七条第二項中「職員」を「副知事」に改める。

第八条第三項中「県の議員」を「副知事」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 管理者は両県の知事が組合の議会の同意を得て共同任命する。

同条に次の一項を加える。

3 管理者の任期は三年とし議会の同意を得て再任できる。

第十条を次のように改める。

（管理者の補助機関の組織及び選任の方法）

第十条 組合に副管理者一人を置くことができる。

2 副管理者は管理者が議会の同意を得て任命する。

3 管理者が不在のときは、前二項の規定にかかわらず両県知事が議会と協議のうえ議員の中から副管理者を任命できる。

4 副管理者の任期は一年とし議会の同意を得て再任できる。

第十一条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（会計責任者）

第十一条 組合に会計責任者一人をおき、総務課長をもって充てる。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

